

奈良市子ども・子育て会議 認可・運営基準検討部会委員名簿

(敬称略、カナ順)

	氏 名	所属 ・ 役職名等	備 考
1	オオガタ ミカ 大方 美香	大阪総合保育大学児童保育学部 教授	
2	カメモト カズヤ 亀本 和也	奈良市保育園保護者会連絡協議会 副会長	
3	ニシヤマ ミウゲン 西山 明彦	奈良市私立幼稚園協会 会長	
4	フジモト タカシ 藤本 宣史	奈良市保育会 会長	
5	ホリヨシ ノリカ 堀越 紀香	奈良教育大学教育学部 准教授	

(平成26年4月17日 現在)

奈良市子ども・子育て会議 認可・運営基準検討部会 設置要領

(設置)

第1条 奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援新制度に係る奈良市の各種施設等の認可基準及び運営基準の検討を行うため、奈良市子ども・子育て会議認可・運営基準検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 幼保連携型認定こども園の認可基準に関すること
- (2) 地域型保育事業の認可基準に関すること
- (3) 特定教育・保育施設の運営基準及び特定地域型保育事業の運営基準に関すること
- (4) 前3号のほか子ども・子育て支援新制度に関連して検討を要すること

(構成)

第3条 部会の委員は、奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）に属する委員並びに奈良市職員及び奈良市教育委員会事務局職員のうちから会議の会長が指名する。

(部会長等)

第4条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第5条 部会は部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が互選させる前に招集する部会は、会議の会長が招集する。

- 2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議への報告)

第7条 部会長は、部会の調査審議事項を会議に報告する。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、子ども政策課において処理する。

(廃止)

第9条 部会は次に掲げる事項のいずれかに該当した場合、廃止するものとする。

(1) 第2条各号に定める事項の調査審議が終了したとき

(2) 会議で部会廃止の決議がなされたとき

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月3日から施行する。

「奈良市子ども・子育て会議認可・運営基準検討部会」について

(1) 部会の設置（※「認可・運営基準検討部会設置要領第1条」より抜粋）

奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援新制度に係る奈良市の各種施設等の認可基準及び運営基準の検討を行うため、奈良市子ども・子育て会議認可・運営基準検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(2) 部会での検討事項

- ・ 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（認可基準）について
- ・ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（認可基準）について
- ・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準について
- ・ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

(3) 部会開催等スケジュール（案）

4月17日（木）	第1回認可・運営基準検討部会開催
5月上旬（予定）	第2回 //
5月下旬（予定）	第5回子ども・子育て会議開催
6月（予定）	パブリックコメント手続実施
7月（予定）	第3回認可・運営基準検討部会開催
7月（予定）	第6回子ども・子育て会議開催
7月下旬（予定）	法令審査会付議

↓

9月定例市議会へ条例（案）を上程

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に 関する基準（認可基準）について

平成26年4月17日
奈良市子ども未来部 こども園推進課

I. 基本的な考え方

1. 条例制定の背景

平成24年8月に質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月より子ども・子育て支援の新たな制度が実施される予定となっています。

新たな制度では、児童福祉法等に基づく認可等を前提とし、施設・事業者が運営基準等を満たしていることを確認して給付の対象とすることになっています。

制度実施に向けて、施設等の認可や運営の基準を市が条例で定めることとされ、当該基準等を定める条例の制定が必要となります。

2. 現状の関連基準

保育所：根拠法（児童福祉法）、基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

幼稚園：根拠法（学校教育法）、基準（学校教育施行規則・幼稚園設置基準）

認定こども園：根拠法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）、基準（認定こども園の認定基準）

3. 条例で定める項目

大分類	中分類	個別事項	従うべき基準／参酌すべき基準
学級の編成及び職員に関する基準	学級編成	満3歳以上児の教育課程に係る教育時間は学級を編成、年度の初日前日に同年齢の幼児での編成する原則	従うべき基準
	職員配置基準（学級編制基準）	1学級の幼児数、職員配置基準の設定	従うべき基準
	園長等の資格	園長及びその他保育教諭等の資格条件 ほか	従うべき基準
	その他の職員の配置(認定こども園法で規定されている事項以外)	調理員の配置	従うべき基準
		副園長、教頭、主幹保育教諭、養護教諭、事務職員その他必要な職員の配置 ほか	参酌すべき基準

大分類	中分類	個別事項	従うべき基準／参酌すべき基準
学級の編成及び職員に関する基準	短時間勤務（非常勤）の職員の扱い	講師の短時間勤務	参酌すべき基準
設備に関する基準	建物及び附属設備の一体的設置	建物及び付属設備の同一敷地又は隣接敷地への設置原則	従うべき基準
	保育室等の設置（認定こども園法で規定されている事項）	幼稚園・保育所それぞれにおいて求められている保育室等の設備条件（法定事項）	従うべき基準
	園舎の階数、保育室等の設置階	2階建以下の原則、満3歳以上未満別保育室の設置階の取決め	従うべき基準
	園舎・保育室等の面積	園舎面積は幼稚園基準、保育室等の面積は保育所基準	従うべき基準
	園庭の設置・面積（代替地・屋上の取扱い及び名称含む）	園庭の必置、園舎と同一敷地内への設置、代替地及び屋上の面積算入 ほか	従うべき基準
	調理室等の設置	自園調理による食事の提供の場合の調理室の設置、外部搬入の際の設備条件	従うべき基準
	その他の設備	飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備の必置	従うべき基準
		放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児洗浄用設備、図書室、会議室の設置	参酌すべき基準

大分類	中分類	個別事項	従うべき基準／参酌すべき基準
運営に関する基準	平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等	平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等	従うべき基準／参酌すべき基準
	教育時間・保育時間等	開園日数、開園時間、満3歳以上の教育時間及び教育週数	従うべき基準
		保育認定の2号子ども・3号子どもに対する教育・保育を提供する時間	参酌すべき基準
	食事の提供	提供範囲、提供方法	従うべき基準
		食育の達成目標	参酌すべき基準
	調理室等の設置 ※上記の設備(6)と同じ	自園調理による食事の提供の場合の調理室の設置、外部搬入の際の設備条件	従うべき基準
	園児要録・出席簿	幼保連携型認定こども園園児要録（仮称）及び出席簿の作成	参酌すべき基準
	研修等	施設職員の研修に対する姿勢、施設側の研修に対する姿勢	参酌すべき基準
	職員会議	職員会議の実施	参酌すべき基準
	運営状況評価	自己評価の実施、結果公表、結果の設置や報告	従うべき基準
		関係者評価、第三者評価	参酌すべき基準

大分類	中分類	個別事項	従うべき基準／参酌すべき基準
運営に関する基準	苦情の解決	苦情受付窓口の設置 ほか	参酌すべき基準
	家庭・地域との連携、保護者との連絡	地域社会との交流・連携協力の努力義務 ほか	参酌すべき基準
	健康診断	健康診断の回数	従うべき基準
	感染症に係る臨時休業・出席停止	感染症に係る臨時休業・出席停止	参酌すべき基準
	子育て支援（認定こども園法で規定されている事項以外）	具体的な子育て支援事業の種類・内容、運営基準ほか	参酌すべき基準
その他	既存施設からの移行特例	既存の幼稚園また保育所（幼稚園型・保育所型認定こども園含む）及び現行の幼保連携型認定こども園を新たな幼保連携型認定こども園に移行する場合の特例	従うべき基準
	現行の幼保連携型認定こども園に関する経過措置	現行の幼保連携型認定こども園を新たな基準に適合することを努力義務として新幼保連携型認定こども園を認める経過措置	従うべき基準

Ⅱ．国の示す基準に対する本市の基準（案）について

従：従うべき基準 / 参：参酌すべき基準

項目	現時点での国の基準（案）	従／参	本市の基準（案）	本市の考え方
学級編成	○保育認定の有無にかかわらず、満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間は学級を編制する。 （上記以外は、学級編制を求めない。） ○保育認定を受けない1号子どもも保育認定を受ける2号子どもも、一体的に学級編制することを基本とする。 ○学級編制は、年度の初日前日に同年齢の幼児での編制を原則とする。ただし、地域の実情等によって、異年齢児での学級編制をすることができ弾力的な取扱いを認める。 ○学年途中で満3歳に達した子ども（3号子どもから2号子どもへの職権による変更）の取扱いについては、各園において子どもの状況等を踏まえ、弾力的な取扱いを認める。 ※年齢に応じた給付に対する考え方（年度の初日の前日の満年齢による算定にするかどうか等）については、公定価格の議論において検討する。	従	政省令どおり	国の方針どおりとする
職員配置基準（学級編制基準）	○満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様に職員配置基準を設定する。 ○満3歳以上の子どもの学級には、職員配置基準上の職員等により、専任の保育教諭（※）を1人置かなければならないこととする。 ○1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。 ※具体的な職員配置基準（教育課程に係る教育時間の職員配置や常時2人以上の配置を含む）については、指導計画の作成・教材開発・園内研修・子育て支援活動などの時間の確保、職員配置の改善分について考慮しながら、公定価格の議論において検討する。	従	政省令どおり	国の方針どおりとする

従：従うべき基準 / 参：参酌すべき基準

項目	現時点での国の基準（案）	従／参	本市の基準（案）	本市の考え方
園長等の資格	○園長は、原則として、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者とする。 ・教育職又は児童福祉事業の内容は、基本的に現行の取扱いを踏襲する。 ・「5年以上」の経験は、教育職及び児童福祉事業の経験を合算することも可とする。 ○ただし、上記と「同等の資質」を有する者についても認めることとする。 ○「同等の資質」の内容は、人格が高潔で、教育・保育に関する熱意と高い識見や職員に対して必要な指導及び助言等をする能力を有する者であって、「教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者」と同等と認められるものとして、設置者（公立は首長等、私立は法人の長等）が認めた場合とする。 ○これらの扱いは、副園長・教頭についても準用する。	従	政省令どおり	国の方針どおりとする
その他の職員の配置（認定こども園法で規定されている事項以外）	○副園長や教頭は、いずれかを置くよう努めることとする。 ○主幹養護教諭、養護（助）教諭、事務職員は置くように努めることとする。 ※置くよう努める職員等についての価格上の扱いについては、公定価格の議論において検討する。	参	政省令どおり	国の方針どおりとする
	○調理員は必置とする。ただし、調理業務の全部を外部委託又は外部搬入する場合は調理員の配置は不要とする。	従	政省令どおり	国の方針どおりとする
短時間勤務（非常勤）の職員の扱い	○保育教諭等は常勤とすることとし、講師については常時勤務に服さないこと（短時間勤務）ができることとする。 ※短時間勤務の配置基準上の扱い（常勤換算方法）は、現行の保育所における取扱いをもとに、公定価格の議論において検討。	参	政省令どおり	国の方針どおりとする

従：従うべき基準 / 参：参酌すべき基準

項目	現時点での国の基準（案）	従／参	本市の基準（案）	本市の考え方
建物及び附属設備の一体的設置	○新たな幼保連携型認定こども園は「単一の施設（1つの認可）」となるため、建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること（公道を挟む程度を含む）を前提とする。	従	政省令どおり	国の方針どおりとする
保育室等の設置(認定こども園法で規定されている事項以外)	○幼稚園・保育所それぞれにおいて求められている保育室等については、全て設置を求めることとする。 （具体的な内容） 満2歳以上の子どもを受け入れる場合は、保育室、遊戯室をそれぞれ必置。ただし、特別な事情がある場合（例：遊戯室において、複数の学級が同時に活動すること等を妨げない場合等）は、保育室と遊戯室の兼用も可。 満3歳以上の子どもに係る保育室の数は、学級数を下ってはならない。 満2歳未満の子どもを受け入れる場合は、乳児室又はほふく室を必置。 受け入れる子どもの年齢にかかわらず、職員室、便所は必置。 特別な事情がある場合（例：養護教諭が置かれていない場合等、体調不良の子ども等の管理上、職員室と兼ねている方が望ましい場合等）は、職員室と保健室の兼用も可。 ※1 幼保連携型認定こども園では、学校保健安全法が準用されるため、保健室が必置となる。したがって、現在保育所に必置の「医務室」は「保健室」として整理。 ※2 ほふくしない子どもに対しては「乳児室」を、ほふくをする子どもに対しては「ほふく室」を設けなければならない取扱いとなっている。	従	政省令どおり	国の方針どおりとする

項目	現時点での国の基準（案）	従／参	本市の基準（案）	本市の考え方
園舎の階数、保育室等の設置階	○園舎の階数については、2階建以下が原則。特別な事情がある場合（例：地形の特殊性、土地利用の現況、その他地域の実情等を考慮する必要がある場合）は、3階建以上も可。 ○保育室等の設置階（※1）については、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、1階に設置することを原則とし、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待避設備等（階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等）を備える場合は、2階に設置可。 満3歳未満の子どもに係る乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待避設備等（階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等（※2）を備える場合は、3階以上に設置可。（満3歳以上の子どもの保育室等については、3階以上の設置は原則（※3）不可。） ※1 設置階の判断にあたっては、避難階など地上に容易に出られる階を1階と考える。（従って、傾斜地等では、同一建物に複数1階が存在する場合があります。）※2 建築基準関係法令の上乗せ規制（保育室等が4階以上の場合の屋外階段の設置）については、保育所における上乗せ規制の見直しと合わせて検討が必要。※3 ただし、園庭面積として屋上の面積算入が認められる要件（下記(5)－3園庭の設置・面積（屋上の取扱い） 参照）①～⑤を満たす屋上を有しており、当該屋上が保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に位置している場合は、原則に対する例外的な取扱いとして、満3歳以上の子どもの保育室等についても3階以上の設置を認める。	従	政省令どおり	国の方針どおりとする
園舎・保育室等の面積	○園舎面積、保育室等の面積については、いずれも満たすことを求める。 園舎の面積（満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く）は、幼稚園基準を満たすこと。	従	政省令どおり	国の方針どおりとする

従：従うべき基準 / 参：参酌すべき基準

項目	現時点での国の基準（案）	従／参	本市の基準（案）	本市の考え方
前頁の続き	各居室（乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室）の面積は、保育所基準を満たすこと。			
園庭の設置・面積	○園庭（運動場、屋外遊戯場）は必置とする。 ○園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることを原則とする。 ○面積は、以下の面積を合計した面積以上とする。 （１）満３歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積 （２）満２歳の子どもについて、保育所基準による面積	従	政省令どおり	国の方針どおりとする 園児の活動の場となるにふさわしい園庭・必要な面積の確保は、健全な保育・教育環境を整え、園児の安全性の担保と保育の質の向上を図る。また、待機児童を抱える本市においてこども園化を進め、量的拡大を図るため同一敷地内にこだわらない方向で検討中。
園庭の設置・面積（代替地の取り扱い）	○教育的観点（子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現等）を重視し、必要な面積は、同一敷地内又は隣接する位置で確保することを原則とし、屋上（バルコニー等を含む。）の面積算入は原則不可とする。 ※ただし、一般的な屋上と異なり、以下の要件を全て満たす場合は、原則に対する例外的な取扱いとして、屋上の面積算入を認める。 ①耐火建築物であること。 ②幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）に示された教育・保育内容が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。 ③屋上（屋上と同一階を含む。）に、便所、水飲み場等を設けること。 ④防災上の観点（避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等）に留意すること。 ⑤地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、子どもが室内と戸外（屋上）の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、子ども自らの意志で屋上と行き来できると認められる場合。	従	政省令どおり	国の方針どおりとする

従：従うべき基準 / 参：参酌すべき基準

項目	現時点での国の基準（案）	従／参	本市の基準（案）	本市の考え方
前頁の続き	⑥保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に屋上が位置していること。 ※園庭として面積算入できない屋上であっても、実際の利用を妨げるものではない。			
園庭の設置・面積（屋上の取扱い）	認可基準上の運動場・屋外遊戯場の名称は、必要な設備として求められる本来の役割（運動による身体の発達を目的とすることに加え、環境を通じた教育・保育を実現するための場として、幼児が自然と触れ合う体験などを通じて主体的に様々な遊びを幼児自身によって試し創造するなど、自らの意志で日常的に活動できる場所であること等）を考慮し、よりふさわしいものとして「園庭」とする。	従	政省令どおり	国の方針どおりとする
調理室等の設置	○自園調理による食事の提供の場合は、調理室の設置を原則とする。 ○外部搬入による食事の提供の場合は、独立した調理室ではなく、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。	従	政省令どおり	国の方針どおりとする 幼保連携型認定こども園は、乳児の入所のない場合もあるため保育所と異なる基準を採用する方向で検討。
その他の設備	○飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置とする。	従	政省令どおり	国の方針どおりとする
	○放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児洗浄用設備、図書室、会議室は、設置に努める。	参	政省令どおり	国の方針どおりとする
平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等	○入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。 ○職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ○懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。	従／参	政省令どおり	国の方針どおりとする

従：従うべき基準 / 参：参酌すべき基準

項目	現時点での国の基準（案）	従／参	本市の基準（案）	本市の考え方
前頁の続き	○職員は、正当な理由なく、業務上知りえた利用者・家族の秘密を漏らしてはならない。			
教育時間・保育時間等	○1年の開園日数は、日曜日・国民の祝休日を除いた日を原則とする。 ○1日の開園時間は、原則11時間とする。 ○ただし、開園日数及び開園時間は、就労状況等地域の実情に応じて定められるよう、弾力的な取扱いを認める。 ○満3歳以上の子どもの1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。 ○満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育週数は、39週を下回らないこととし、学期の区分、長期休業日を設けることとする。 ○夜間保育等の状況に配慮し、1日の教育課程に係る教育時間（4時間を標準とする）等をどのように確保するかについては、弾力的な取扱いを認める。 ※保育認定の2号子ども・3号子どもに対する教育・保育を提供する時間については、現行の保育所における基準（原則8時間。その地方における保護者の労働時間その他家庭状況等を考慮して定める。）等を踏まえ、公定価格や保育の必要性の認定における保育必要量の区分に関する議論と整合性を図りつつ検討。	従／参	政省令どおり	国の方針どおりとする
食事の提供（提供範囲）	○食事の提供を求める子どもの範囲は、保育認定を受ける2号子ども・3号子どもとし、教育標準時間認定を受ける1号子どもへの食事の提供については、園の判断とする。 ※食事の提供に係る費用の取扱いについては、公定価格の議論において検討する。	従	政省令どおり	国の方針どおりとする

従：従うべき基準 / 参：参酌すべき基準

項目	現時点での国の基準（案）	従／参	本市の基準（案）	本市の考え方
食事の提供（提供方法）	○食事の提供は、自園調理を原則とし、満3歳以上の子どもについては、現行の保育所における要件を満たす場合に限り、外部搬入を可とする。 ○満3歳未満の子どもに対する食事の外部搬入は、公立も含め不可。 ○食事の提供を求める子ども（2号子ども、3号子ども）に対しても、保護者が希望する場合や園の行事等の際には、弁当持参を認める弾力的な取扱いとする。	従	政省令どおり	従前の児童福祉施設の最低基準条例においては、自園調理しか認めていないが、保育所と異なり、幼保連携型認定こども園の場合、満3歳以上の幼児だけを入所させ、乳児の入所のない施設運営も可能であるため、外部搬入を選択できる国の方針を採用する方向で検討。食育という観点で、児童への地域理解（自然、食文化、産業等の理解）を深め、新鮮な食材を用いた給食の提供により、食を通じた健全育成を図るため、地元産の農産物の使用を推進する内容の追加を検討中。
食事の提供（食育の達成目	○食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること。	参	地産地消の推進を追加	
調理室等の設置 ※上記の設備(6)と同じ	○自園調理による食事の提供の場合は、調理室の設置（※1）を原則とする。 ※1 備えるべき具体的な設備内容等は、食品衛生法に関する条例等に従う。ただし、食事の提供をすべき子どもの数が20人未満である場合は、自園調理の場合であっても、独立した調理室ではなく、提供すべき人数に応じて必要な調理設備を備えていれば可とする。 ○外部搬入による食事の提供の場合は、独立した調理室ではなく、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。	従	政省令どおり	国の方針どおりとする 幼保連携型認定こども園は、乳児の入所のない場合もあるため保育所と異なる基準を採用する方向で検討。
園児要録・出席簿	○全ての在園する子どもについて、幼保連携型認定こども園園児要録（仮称）、出席簿を作成することとする。 ○在園する子どもが転園した場合や進学した場合の園児要録（仮称）の抄本又は写しは、当該子どもが転園・進学した先に送付することとする。	参	政省令どおり	国の方針どおりとする

従：従うべき基準 / 参：参酌すべき基準

項目	現時点での国の基準（案）	従／参	本市の基準（案）	本市の考え方
研修等	○教育・保育に従事する者に限らず、施設の職員は、必要な知識及び技能の修得等に努めることとする。 ○施設は、職員に対して、研修の機会を確保し、資質向上等を図らなければならないこととする。	参	政省令どおり	国の方針どおりとする
職員会議	職員会議（園長の職務の円滑な執行に資する）を置くことができる。	参	政省令どおり	国の方針どおりとする
運営状況評価（法律事項以外）	○運営に関する自己評価の実施・結果公表・結果の設置者への報告は、義務付けることとする。	従	政省令どおり	国の方針どおりとする
	○関係者評価と第三者評価は、それぞれの目的の相違を踏まえ、いずれも実施するよう努力義務とする。 ※第三者評価については、公定価格の議論において費用負担を検討。	参	政省令どおり	国の方針どおりとする
苦情解決	○入所者・保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講じなければならない。	参	政省令どおり	国の方針どおりとする
家庭・地域との連携、保護者との連絡	○現行の幼稚園、保育所、認定こども園に係る規定について、全て包含するような内容を規定する。	参	政省令どおり	国の方針どおりとする
健康診断	○保育所と同様、健康診断は少なくとも1年に2回行うこととする。 ※公定価格の議論において、費用負担について検討。	従	政省令どおり	国の方針どおりとする

従：従うべき基準 / 参：参酌すべき基準

項目	現時点での国の基準（案）	従／参	本市の基準（案）	本市の考え方
感染症に係る臨時休業・出席停止	○感染症に係る臨時休業や出席停止については、学校保健安全法が準用されるため、幼稚園と同様。 ○感染症に係る臨時休業を行った園に通う、感染していない2号・3号の子どもの保育を継続する方策、具体的な配慮事項等について、別途検討する。	参	政省令どおり	国の方針どおりとする
子育て支援（認定こども園法で規定されている事項以外）	○具体的な子育て支援事業の種類・内容やその運営基準等については、公定価格等の議論と合わせて検討。	参	政省令どおり	国の方針どおりとする
既存施設からの移行特例	○既存の幼稚園また保育所（幼稚園型・保育所型認定こども園含む）及び現行の幼保連携型認定こども園を新たな幼保連携型認定こども園に移行する場合の認可基準は、質の確保に関する基本的な考え方と円滑な移行の確保に係る要請とのバランスに留意し、現在適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、既存施設からの現行の幼保連携型認定こども園に移行する場合に認められている基準の特例を下回らないことを基本とする。	従	政省令どおり	国の方針どおりとする
現行の幼保連携型認定こども園に関する経過措置	法律上新たな幼保認定こども園の認可を受けたものとみなされる現行の幼保連携型認定こども園については、新たな基準に適合するよう努めることを前提に、認可基準において、現行の基準によることを認める経過措置を設ける。	従	政省令どおり	国の方針どおりとする

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（認可基準）について

平成26年4月17日
奈良市子ども未来部 保育所・幼稚園課

I. 基本的な考え方

1. 条例制定の背景

子ども・子育て支援新制度において、保育の量的拡大を行うため、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育等の「地域型保育事業」が創設し、これらの質の向上を図るため、客観的な認可基準を国が示す省令に基づき、市にて条例を定める。

2. 現状の関連基準

子ども・子育て支援法、児童福祉法、児童福祉法施行規則、家庭的保育事業ガイドライン、奈良市家庭的保育事業実施要綱 等

3. 条例で定める項目

大分類	中分類	個別事項	従うべき基準／参酌すべき基準
第1章 総則		・一般原則、保育所等との連携、利用者に対する原則、食事 等 ・非常災害、職員要件、衛生管理、内部規程、苦情対応等	従うべき基準 参酌すべき基準
第2章 家庭的保育事業		・設備基準（調理設備）、職員、保育内容 ・設備基準（その他）、保育時間、保護者との連絡	従うべき基準 参酌すべき基準
第3章 小規模保育事業	第1節 小規模保育事業所A型 第2節 小規模保育事業所B型 第3節 小規模保育事業所C型	・事業区分、設備基準（調理設備）、職員 ・設備基準（その他）	従うべき基準 参酌すべき基準
第4章 居宅訪問型保育事業		・事業、職員、連携施設 ・設備及備品	従うべき基準 参酌すべき基準
第5章 事業所内保育事業		・設備基準（調理設備）、職員、連携施設の特例 ・利用定員、設備基準（その他）	従うべき基準 参酌すべき基準
附則		・食事の提供の経過措置、連携施設の経過措置	

Ⅱ. 国の示す基準に対する本市の基準（案）について

第1章 総則

*家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（仮称）を以下「基準案」とします。 従：従うべき基準 / 参：参酌すべき基準

項目	現時点での国の基準（案）	従／参	本市の基準（案）	本市の考え方
趣旨・目的	最低基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業。以下「事業等」という。）を利用している乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障する。（基準案第A①条第2項参照）	—	本市の基準（案）	本市の考え方
最低基準の向上	・市長は、奈良市児童福祉専門分科会の意見を聴き、その監督に属する事業等を行う者（以下「事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 ・市長は、最低基準を常に向上させるように努める。（基準案第A③条参照）			
最低基準と家庭的保育事業者等	・事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させること。 ・最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させないこと。（基準案第A④条参照）	従		
家庭的保育事業者等の一般原則	・事業者等は、利用乳幼児の人権に配慮及び人格を尊重し、その運営を行わなければならない。 ・事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当事業の運営内容を適切に説明するよう努めること。 ・事業者等は、運営内容について、自己評価を行うとともに、定期的に外部評価を受けて、それらの結果の公開に努めること。 ・事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けること。 ・事業所等（Ⅱ）の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること。（基準案第A⑤条参照）			

項目	現時点での国の基準（案）	従／参	本市の基準（案）	本市の考え方
保育所等との連携	事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の保育が適正かつ確実に行われ、及び、事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）を適切に確保すること。 ①利用乳幼児に対する集団保育体験の機会設定、相談、助言その他の保育内容に関する支援。 ②必要に応じて、代替保育（保育を提供することができない場合に、当該事業者等に代わって提供する保育）を提供すること。 ③当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。（基準案第A⑥条参照）※附則にて経過措置あり	従	国の基準に準じる。	
家庭的保育事業所等と非常災害	・事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）においては、消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する訓練等をするように努めること。 ・前記の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、最低毎月一回行うこと。（基準案第A⑦条参照）	参		
家庭的保育事業等の職員の一般的要件	事業等の従事職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者であること。（基準案第A⑧条参照）			
家庭的保育事業等の職員の知識及び技能の向上等	・事業等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めること。 ・事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修機会を確保すること。（基準案第A⑨条参照）			
他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	事業所等は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、兼任できない。（基準案第A⑩条参照）	保育に関わる部分は従。それ以外は参。		

項目	現時点での国の基準（案）	従／参	本市の基準（案）	本市の考え方
・利用者平等取扱原則 ・虐待等の禁止 ・懲戒権限の濫用禁止	・事業所等:利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによる差別的取扱いの禁止。 ・事業等の職員:利用乳幼児に対する身体的苦痛や精神的苦痛等その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為の禁止。 ・事業者等:利用乳幼児に対し親権を有する者や未成年後見人等により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採る際の権限濫用禁止。 （基準案第A⑪条・A⑫条・A⑬条参照）	従	国の基準に準じる。	
衛生管理等	・事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の使用する設備等又は飲用水について、衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること。 ・事業者等（Ⅱ）は、当該事業所等において感染症又は食中毒が発生等しないよう必要な措置を講ずるよう努めること。 ・事業所等（居宅訪問型保育を行う場所を除く。）には、必要な医薬品その他の医療品を備える、それらの管理を適正に行うこと。 ・居宅訪問型保育事業者は、保育を提供する職員の健康状態等について、必要な管理を行うこと。 ・居宅訪問型保育事業者は、当該居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めること。（基準案第A⑭条参照）	参		
食事	・事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児に食事を提供するときは当該事業所等内で調理する方法により行うこと。 ・事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用者の健全な発育に必要な栄養量を含有すること。 ・食事は、前記によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮すること。 ・調理は、事前作成された献立に従って行うこと。 ・事業者等（Ⅱ）は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めること。 （基準案第A⑮条参照）※附則にて、経過措置規定あり （施行日前に既存に家庭的保育事業等を行う者が、施行日後に認可を得た場合は、施行日から起算して5年間は食事の提供規定を未適用。）	従		

項目	現時点での国の基準（案）	従／参	本市の基準（案）	本市の考え方
食事の提供の特例	要件を満たす事業者等（居宅訪問型保育事業を除く。）は、食事の提供の規定にかかわらず、当該事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、搬入施設において調理し当該事業所等（居宅訪問型保育を行う場所を除く。）に搬入する方法により行うことができる。この場合、当該事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。（基準案第A⑩条参照）	従	国の基準に準じる。	
利用者及び職員の健康診断	・事業者等は、利用乳幼児に対し、健康診断を学校保健安全法に準じて行うこと。 ・前記の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を指定の表に記入するとともに、必要な手続をとることを家庭的保育事業者等に勧告すること。 ・事業等の職員の健康診断：特に利用乳幼児の食事を調理する者に対する注意義務。（基準案第A⑪条参照）	参		
家庭的保育事業所等内部の規程	事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ①事業の目的及び運営の方針②提供する保育の内容③職員の職種、員数及び職務の内容④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日⑤保護者から受領する費用の種類、理由及びその額⑥利用定員⑦家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項⑧緊急時等における対応方法⑨非常災害対策⑩虐待の防止のための措置に関する事項 等（基準案第A⑫条参照）			
家庭的保育事業所等に備える帳簿	事業所等は、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備すること。（基準案第A⑬条参照）			
秘密保持等	・事業等の職員の秘密保持義務 ・退職職員に対する秘密保持への措置 （基準案第A⑭条参照）	従		
苦情への対応	・事業者等は、保護者等からの苦情に対応するために、苦情受付窓口設置等措置を講じること。 ・事業者等は、その保育に関し、当該事業等による保育を受けること等に係る市町村からの指示・助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従い必要な改善を行うこと。（基準案第A21条参照）	参		

第2章 家庭的保育事業

従：従うべき基準 / 参：参酌すべき基準

項目	現時点での国の基準（案）	従／参	本市の基準（案）	本市の考え方
設備	家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所で、次に掲げる要件を満たし、市長が適当と認める場所で実施するものとする。 ・調理設備 ・乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 ・部屋面積は、9.9㎡以上を有すること。3人を超える人数の一人につき、3.3㎡を加える。 ・採光、照明及び換気の設備 ・同一敷地内の屋外遊戯場等 ・屋外遊戯場の面積：満2歳以上3.3㎡/人 ・火災報知機・消火器を設け、消化訓練・避難訓練等を行うこと。 （基準案第B①条参照）	従 参	国の基準に準じる。	
職員	・家庭的保育者・嘱託医・調理員の配置。※調理業務全部委託又は家庭的保育補助者による調理（乳幼児が3人以下の場合）又は搬入施設からの食事搬入の場合は、調理員は置かなくてよい。 ・乳幼児保育に専念できる者、児童福祉法が定める保育士の欠格事由及び児童虐待を行った者等のいずれにも該当しない者。 ・家庭的保育者1人あたり乳幼児3人まで、家庭的保育補助者がいる場合は乳幼児5人まで保育可能。（基準案第B②条参照）	従	職員配置について、「ただし、職員の配置について、事業で保育する児童の数が3人以下である場合においても、事業は、家庭的保育者の他に家庭的保育補助者等の援助を受けて、複数人で実施しなければならない。」の文言追加。	本市の家庭的保育事業は、複数配置で実施している経緯もあり、また、児童の安全性を高めるためにも、左記文言を追加するものです。
保育時間 保育の内容 保護者との連絡	《家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業共通》 ・保育時間は原則8時間。ただし、保護者の労働状況等を勘案して家庭的保育事業者が定める。 ・保育指針に準じ、家庭的保育等の特性に留意して、乳幼児の状況に応じた保育提供。 ・保護者と密接な連絡をとり、保育内容に対する保護者の理解協力を得るよう努めること。 （基準案第B③条、第B④条、B⑤条参照）	参 従 参		

第3章 小規模保育事業

従：従うべき基準 / 参：参酌すべき基準

項目	現時点での国の基準（案）			従／参	本市の基準（案）	本市の考え方										
設備	<table><tr><th>A型</th><th>B型</th><th>C型</th></tr><tr><td>乳児室又はほふく室（3.3㎡/人）、保育室又は遊戯室（1.98㎡/人）、屋外遊戯場（満2歳以上:3.3㎡/人、当該事業所の付近にある代替場所も含む）、調理設備、便所、保育に必要な用具、2階以上の設備要件</td><td>A型を準用</td><td>乳児室又はほふく室（3.3㎡/人）、保育室又は遊戯室（3.3㎡/人）、屋外遊戯場（満2歳以上:3.3㎡/人、当該事業所の付近にある代替場所も含む）、調理設備、便所、保育に必要な用具、2階以上の設備要件</td></tr></table>	A型	B型	C型	乳児室又はほふく室（3.3㎡/人）、保育室又は遊戯室（1.98㎡/人）、屋外遊戯場（満2歳以上:3.3㎡/人、当該事業所の付近にある代替場所も含む）、調理設備、便所、保育に必要な用具、2階以上の設備要件	A型を準用	乳児室又はほふく室（3.3㎡/人）、保育室又は遊戯室（3.3㎡/人）、屋外遊戯場（満2歳以上:3.3㎡/人、当該事業所の付近にある代替場所も含む）、調理設備、便所、保育に必要な用具、2階以上の設備要件				調理設備のみ従、それ以外は参	国の基準に準じる。				
	A型	B型	C型													
乳児室又はほふく室（3.3㎡/人）、保育室又は遊戯室（1.98㎡/人）、屋外遊戯場（満2歳以上:3.3㎡/人、当該事業所の付近にある代替場所も含む）、調理設備、便所、保育に必要な用具、2階以上の設備要件	A型を準用	乳児室又はほふく室（3.3㎡/人）、保育室又は遊戯室（3.3㎡/人）、屋外遊戯場（満2歳以上:3.3㎡/人、当該事業所の付近にある代替場所も含む）、調理設備、便所、保育に必要な用具、2階以上の設備要件														
(基準案第C1①条、第C3①条参照)																
職員	<table><tr><th>A型</th><th>B型</th><th>C型</th></tr><tr><td>保育士、嘱託医、※調理員（調理員については例外要件あり。）</td><td>保育士、市長が行う研修を修了した者、嘱託医、※調理員</td><td>家庭的保育者、嘱託医、※調理員</td></tr><tr><td>乳児3:1、1～2歳児6:1、3歳児20:1、4歳児以上30:1以上+1人 看護師等を保育士1人とできる。</td><td>乳児3:1、1～2歳児6:1、3歳児20:1、4歳児以上30:1以上+1人。そのうち半数以上が、保育士であること。 看護師等を保育士1人とできる。</td><td>家庭的保育者1人あたり乳幼児3人、家庭的保育補助者がいる場合、5人。</td></tr></table>	A型	B型	C型	保育士、嘱託医、※調理員（調理員については例外要件あり。）	保育士、市長が行う研修を修了した者、嘱託医、※調理員	家庭的保育者、嘱託医、※調理員	乳児3:1、1～2歳児6:1、3歳児20:1、4歳児以上30:1以上+1人 看護師等を保育士1人とできる。	乳児3:1、1～2歳児6:1、3歳児20:1、4歳児以上30:1以上+1人。そのうち半数以上が、保育士であること。 看護師等を保育士1人とできる。	家庭的保育者1人あたり乳幼児3人、家庭的保育補助者がいる場合、5人。				従	小規模保育事業C型については、「ただし、職員の配置について、事業で保育する児童の数が3人以下である場合においても、事業は、家庭的保育者の他に家庭的保育補助者等の援助を受けて、複数人で実施しなければならない。」の文言追加。	C型は、場合によっては、乳幼児が5人以下になる場合を想定し、家庭的保育事業と同様に、複数配置の規定を追加するものです。
	A型	B型	C型													
保育士、嘱託医、※調理員（調理員については例外要件あり。）	保育士、市長が行う研修を修了した者、嘱託医、※調理員	家庭的保育者、嘱託医、※調理員														
乳児3:1、1～2歳児6:1、3歳児20:1、4歳児以上30:1以上+1人 看護師等を保育士1人とできる。	乳児3:1、1～2歳児6:1、3歳児20:1、4歳児以上30:1以上+1人。そのうち半数以上が、保育士であること。 看護師等を保育士1人とできる。	家庭的保育者1人あたり乳幼児3人、家庭的保育補助者がいる場合、5人。														
(基準案第C1②条、第C2①条、第C3②条参照)																

第4章 居宅訪問型保育事業

従：従うべき基準 / 参：参酌すべき基準

項目	現時点での国の基準（案）	従／参	本市の基準（案）	本市の考え方
定義	居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 ①障害等の程度を勘案し集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児保育 ②保育所等の利用定員減少又は確認辞退した場合の代替保育 ③離島等で家庭的保育事業の確保困難等と市が認める場合に行う保育 ④母子家庭・深夜勤務等、保育の必要性が高いと市が認める乳幼児保育 ⑤福祉事務所長又は児童相談所長からの保育措置に対応するために行う保育 （基準案第D①条参照）	従	国の基準に準じる。	
職員	家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児は1人とする。 （基準案第D③条参照）			
連携施設	当該事業者は、障害等を有する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設等を適切に確保すること。 （基準案第D④条参照）			
設備・備品	当該事業者が事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えること。 （基準案第D②条参照）	参		

第5章 事業所内保育事業・附則

従：従うべき基準 / 参：参酌すべき基準

項目	現時点での国の基準（案）	従／参	本市の基準（案）	本市の考え方					
利用定員 の設定	事業所内保育事業者は、次の表の上欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるその他の乳児又は幼児の（0～2歳児）数を踏まえて市が定める乳幼児数以上の定員枠を設けること。 （表省略・基準案第E条参照）	参							
設備	《利用定員が20人以上の場合》 乳児室（1.65㎡/人）又はほふく室（3.3㎡/人）、保育室又は遊戯室（1.98㎡/人）、屋外遊戯場（2歳児以上3.3㎡/人、当該事業所の付近にある代替場所も含む）、医務室（0・1歳児）、調理室、便所、保育に必要な用具、2階以上の設備要件 《利用定員が19人以下の場合》 小規模保育事業所A型の設備基準を準用 （基準案第E①条、第E⑥条参照）	調理設備のみ従、それ以外は参							
職員	<table><tr><th>利用定員20名以上</th><th>利用定員19名以下</th></tr><tr><td>保育士、嘱託医、※調理員</td><td rowspan="2">小規模保育事業所B型と同基準</td></tr><tr><td>乳児3:1、1～2歳児6:1、保育士の数は2人以上であること。</td></tr></table> （基準案第E②条、第E⑤条参照）	利用定員20名以上			利用定員19名以下	保育士、嘱託医、※調理員	小規模保育事業所B型と同基準	乳児3:1、1～2歳児6:1、保育士の数は2人以上であること。	従
利用定員20名以上	利用定員19名以下								
保育士、嘱託医、※調理員	小規模保育事業所B型と同基準								
乳児3:1、1～2歳児6:1、保育士の数は2人以上であること。									
附則	・食事の提供規則の経過措置 ・連携施設に関する経過措置（特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、保育所等の連携施設の規定にかかわらず、施行日から起算して5年間は、当該規定を未適用。）（基準案附則第2条・第3条参照）								

【参考資料】奈良市家庭的保育事業実施要綱（平成25年奈良市告示第690号）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準について

平成26年4月17日
奈良市子ども未来部 保育所・幼稚園課

I. 基本的な考え方

1. 条例制定の背景（認可と確認の関係）

教育・保育施設、地域型保育事業者が新制度における公費の給付対象である「特定教育・保育施設」、「特定地域型保育事業」として位置づけられるためには、「認可」と「確認」の両方を受けることが必要。

認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、給付の対象となるかどうかを「確認」するために満たすべき基準を新たに定める。

2. 条例で定める項目

分 類	個別事項	従うべき基準／参酌すべき基準
第一章 総則	・趣旨、定義、一般原則	
第二章 特定教育・保育施設の運営に関する基準		
第一節 利用定員に関する基準	・利用定員	従うべき基準
第二節 運営に関する基準	・説明及び同意義務、提供拒否の禁止、利用者負担等の受領他	従うべき基準
	・受給資格等の確認、支給認定申請の援助、施設型給付費等の額の通知、定員の遵守他	参酌すべき基準
第三節 特例施設型給付費に関する基準	・特別利用保育・教育の基準	従うべき基準
第三章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準		
第一節 利用定員に関する基準	・利用定員	従うべき基準
第二節 運営に関する基準	・説明及び同意義務、提供拒否の禁止、利用者負担等の受領等、連携施設の確保及びその役割他	従うべき基準
	・受給資格等の確認、支給認定申請の援助、施設型給付費等の額の通知、定員の遵守他	参酌すべき基準
第三節 特例地域型保育給付費に関する基準	・特別利用地域型保育の基準、特定利用地域型保育の基準	従うべき基準
附 則	・特定保育所に関する特例、利用定員に関する経過措置	従うべき基準

Ⅱ. 国の示す方針に対する本市の基準（案）

従：従うべき基準 / 参：参酌すべき基準

条項	項目	国の基準（案）		従/参	本市の基準（案）
		特定教育・保育施設	特定地域型保育事業		
1, 2	趣旨 定義	【趣旨】 特定教育・保育施設の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業の内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。（従うべき基準と参酌すべき基準を規定） 【定義】 ・当該府令における用語の定義付け		－	【趣旨】 この条例は、子ども・子育て支援法第34条第3項及び法第46条第3項の規定に基づき、本市の区域内における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。 【定義】 国の基準どおり
3	一般原則	（１）特定教育・保育施設等は、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育又は地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 （２）特定教育・保育施設等は、利用乳幼児の意思及び人格を尊重して、当該利用乳幼児の立場に立って当該保育・教育を提供するように努めなければならない。 （３）特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 （４）特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。		－	国の基準どおり 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を運営する者は、奈良市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこととする。」を文言追加する。
A+1, a+1	利用定員	【定員設定の最低数】 保育所、認定こども園については、利用定員20名以上とする。 【児童の年齢との関係】 ①1号認定：区分全体（3～5歳）で定員設定 ②2号認定：区分全体（3～5歳）で定員設定 ③3号認定：0歳の枠、1・2歳の枠で定員設定	①家庭的保育事業 1人以上5人以下 ②小規模保育事業A型及びB型 6人以上19人以下 ③小規模保育事業C型 6人以上10人以下 ④居宅訪問型保育事業 1人 ※上記定員は、事業所ごとに満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。 ◆附則第F+2条（経過措置）：③について、省令の施行から5年を経過する日までの間、6人以上15人以下とする。	従	国の基準どおり
B, b	内容及び手続きの説明及び同意	利用申込者に対し、以下を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 【説明内容】 ①運営規程（※）の概要 ②職員の勤務体制 ③利用者負担 ④その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項		従	国の基準どおり
		【説明方法】 利用申込者からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、利用申込者の承諾を得て、文書に記すべき重要事項を次に掲げる電磁的方法により提供することができる。この場合、文書を交付したものとみなす。 ①電子メールでの送信 ②インターネットへの掲載 ③電子記録媒体（CD-ROM等）の交付 ※利用申込者がファイルへの記録を出力し文書を作成できるもの ※電子媒体にて重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者に対し、その電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	左を準用	参	国の基準どおり

条項	項目	国の基準（案）		従/参	本市の基準（案）
		特定教育・保育施設	特定地域型保育事業		
D, b+8	運営規定(*)	特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めておかなければならない。 ① 施設の目的及び運営の方針 ② 提供する特定教育・保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥ 認定区分ごとの利用定員 ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（選考方法等） ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他施設の運営に関する重要事項	⑥利用定員 以外は同左	参	国の基準どおり
◆ 当分の間、 私立保育所は適用しない。 (附則第F条に規定)	B+1, b+1	(1) 提供拒否の禁止 支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	同左	従	国の基準どおり
		(2) 選考方法 【幼稚園または認定こども園】 ・1号認定の利用申込がその区分の利用定員を超える場合： 抽選、申込みを受けた順序、設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 (3) 優先利用 【保育所または認定こども園】 ・2号/3号認定の利用申込がその区分の利用定員を超える場合： 保育所または認定こども園は、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ※(2)(3)の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	→3号認定の利用申し込みが、その区分の利用定員を超える場合： 特定地域型保育事業者は、以下対応は左に同じ ※左に同じ	従	国の基準どおり
		特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。	参	国の基準どおり
	B+2, b+2	(1) 特定教育・保育施設は、法第四十二号第一項の規定により当該施設の利用について市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (2) 認定こども園または保育所は、2号認定・3号認定子どもの当該施設の利用について、児童福祉法第二十四条第三項の規定により市町村が行う調整および要請に対し、できる限り協力しなければならない。 ◆附則第F条：保育所は、市町村から児童福祉法第二十四条第一項の規定に基づく委託を受けたときは、正当な理由なく拒んではならない。	(1) 左に同じ (2) 地域型保育事業者は、3号認定子どもの当該施設利用について、以下左に同じ。	従	国の基準どおり
B+3	受給資格等の確認	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する認定区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。	左を準用	参	国の基準どおり

条項	項目	国の基準（案）		従/参	本市の基準（案）
		特定教育・保育施設	特定地域型保育事業		
B+4	支給認定の申請に係る援助	①特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ②特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。	左を準用	参	国の基準どおり
B+5, b+3	心身の状況等の把握	子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況の把握に努めなくてはならない。	同左	参	国の基準どおり
b+4	特定教育・保育施設等との連携		（１）【連携施設の確保】 特定地域型保育事業は、以下の項目について連携協力を行う特定教育・保育施設（以下、連携施設）を適切に確保しなければならない。※離島等で困難な場合は例外 ①集団保育を体験させるための機会の設定、保育内容に対する相談・助言・支援を行うこと。 ②代替保育を提供すること。 ③保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき引き続き保育を提供すること。 ◆附則第F+3条(経過措置)：連携施設の確保が著しく困難で、特定教育・保育施設以外の事業から支援を受けれることができると市町村が認める場合、省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。 （２）【連携施設の確保】（居宅訪問型） 居宅訪問型保育事業者は、障害・疾病等により集団保育が困難な乳幼児に対する保育を行う場合、あらかじめ連携する障がい児入所支援施設等を適切に確保しなければならない。 （３）【事業所内保育事業の特例】 小学校就学前の子ども利用定員が20人以上の事業所内保育事業は、連携施設の確保に関し、（１）の①・②に係る協力は不要。	従	国の基準どおり
			（４）【保育提供終了後の円滑な接続】 保育の提供の終了に際し、子どもが連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に保育・教育を受けられるよう、子どもについての情報提供を行い、連携施設等との密接な連携に努めなければならない。	参	国の基準どおり
B+6	小学校との連携	特定教育・保育の提供の終了に際して、子どもについて小学校又は他の特定教育・保育施設等と円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報提供等を行い、小学校や地域子ども・子育て支援事業を行う者等の機関との密接な連携に努めなければならない。	左を準用	参	国の基準どおり
B+7	教育・保育の提供の記録	特定教育・保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。	左を準用	参	国の基準どおり

条項	項目	国の基準（案）		従/参	本市の基準（案）
		特定教育・保育施設	特定地域型保育事業		
B+8, b+5	利用者負担額等の受領	（１）特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。）を提供した際は、保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 （２）特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準の支払を受けるものとする。 【上乗せ徴収等】 （３）上記利用者負担額等の受領に加え、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、保護者から支払いを受けることができる。 ※附則第F条：保育所は、上記支払を受ける場合、市町村の同意が必要。 （４）上記（３）のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、以下の費用の額の支払を保護者から受けることができる。 ①日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 ②特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ③食事の提供に要する費用（３号認定子どもに対する食事の提供に要する費用を除く。２号認定子どもについては主食の提供に係る費用に限る。） ④特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤その他通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの （５）上乗せ徴収等の支払を受けた場合は、領収証を保護者に対し交付しなければならない。 （６）上乗せ徴収等の支払を求める際は、 ①あらかじめ、使途及び額並びに保護者に支払を求める理由について書面によって明らかにすること ②保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ること。 ただし、（４）の規定による金銭の支払については、文書によることを要しない。	（１）（２）同左 （３）同左 （４）③を除く。他は同左 （５）左に同じ （６）左に同じ	従	国の基準どおり 国の基準どおり 国の基準どおり
B+9	施設型給付等の額に係る通知等	（１）特定教育・保育施設は、法定代理受領により施設型給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、その保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 （２）特定教育・保育施設が法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を保護者に対して交付しなければならない。	左を準用	参	国の基準どおり
B+10, b+6	教育・保育の取扱い方針	次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 ①幼保連携型認定こども園： 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ②認定こども園（①を除く）：③④に掲げる事項 ③幼稚園：幼稚園教育要領 ④保育所： 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針	特定地域型保育事業者： 児童福祉施設の設備及び運営基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意する。	従	国の基準どおり

条項	項目	国の基準（案）		従/参	本市の基準（案）
		特定教育・保育施設	特定地域型保育事業		
B+11, b+7	評価等	（１）提供する特定教育・保育の質の自己評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 （２）定期的に保護者その他の関係者（当該施設の職員を除く）による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	（１）左に同じ （２）定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	参	国の基準どおり
C+1	相談及び援助	常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	左を準用	参	国の基準どおり
C+2	緊急時等の対応	職員は、教育・保育の提供中に子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	左を準用	参	国の基準どおり
C+3	支給認定保護者に関する市町村への通知	保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	左を準用	参	国の基準どおり
D+1, b+9	勤務体制の確保等	（１）職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 （２）特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 （３）職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	同左	参	国の基準どおり
D+2, b+10	定員の遵守	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。 ただし、 ①年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応 ②法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応 ③児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応 ④災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	同左	参	国の基準どおり
D+3	掲示	施設内の見やすい場所に以下の項目を掲示しなければならない。 ①運営規程*の概要 ②職員の勤務の体制 ③利用者負担 ④その他の利用申込の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項	左を準用	参	国の基準どおり
D+4 D+5 D+6	子どもの適切な処遇	①子どもを平等に取り扱う原則 ②虐待等の禁止 ③懲戒に係る権限の濫用禁止	左を準用	従	国の基準どおり
D+7	秘密保持等	（１）正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 （２）職員（退職者含む）への秘密保持の為に必要な措置を講じなければならない。 （３）関係機関（小学校、地域子ども・子育て支援事業等）に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならない。	左を準用	従	国の基準どおり
D+8	情報の提供等	（１）保護者が適切に施設の選択ができるように、施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 （２）施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	左を準用	参	国の基準どおり

条項	項目	国の基準（案）		従/参	本市の基準（案）
		特定教育・保育施設	特定地域型保育事業		
D+9	利益供与の禁止	（１）利用者支援事業等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、子ども又はその家族に対して当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 （２）利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	左を準用	参	国の基準どおり
D+10	苦情解決	（１）保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 （２）苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 （３）特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 （４）市町村が行う書類等の提出や提示の命令、市町村からの質問、施設等の検査に応じ、また、保護者からの苦情について市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行わなければならない。 （５）市町村からの求めがあった場合、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。	左を準用	参	国の基準どおり
D+11	地域との連携等	施設は、運営に当たって地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めなければならない。	左を準用	参	国の基準どおり
D+12	事故発生の防止及び発生時の対応	（１）事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 ①事故発生の防止のための指針を整備すること。 ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その分析による改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。 ③委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 （２）事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 （３）事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	左を準用	従	国の基準どおり
D+13	会計の区分	特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	左を準用	参	国の基準どおり
D+14, b+11	記録の整備	（１）職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 （２）教育・保育の提供に関する以下の記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 ① 特定教育・保育の提供に当たっての計画 ② 提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 ③ 市町村への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	同左	参	国の基準どおり

条項	項目	国の基準（案）		従/参	本市の基準（案）
		特定教育・保育施設	特定地域型保育事業		
E, E+1 C, C+1	特別利用保育・特別利用教育の提供	○特別利用保育・特別利用教育を提供する際は、当該施設と同じ設置・認可基準を遵守すること。また、特別利用保育・特別利用教育を受ける子どもと、通常の特定保育・教育を利用中の子どもの総数が、当該施設の利用定員を超えないものとする。 ※特別利用保育・・・1号認定子どもが保育所から保育を受けること。 ※特別利用教育・・・2号認定子どもが幼稚園から教育を受けること。	○特別利用地域型保育 特別利用地域型保育を提供する際は、地域型保育事業の認可基準を遵守すること。特別利用地域型保育を受ける子ども（1号認定）と、通常の特定地域型保育を受ける子ども（3号認定）の総数（もし下記特定利用地域型保育がある場合は2号認定子どもも含める）が、当該施設の利用定員を超えないものとする。 ○特定利用地域型保育 特定利用地域型保育を提供する際は、地域型保育事業の認可基準を遵守すること。特定利用地域型保育を受ける子ども（2号認定）と、通常の特定地域型保育を受ける子ども（3号認定）の総数（もし上記特別利用地域型保育がも同時に提供する場合は1号認定子どもも含める）が、当該施設の利用定員を超えないものとする。 ※特別利用地域型保育・・・1号認定子どもが地域型保育を受けること。 ※特定利用地域型保育・・・2号認定子どもが地域型保育を受けること。	従	国の基準どおり

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

平成26年4月17日
奈良市教育委員会事務局 学校教育部 地域教育課

I. 基本的な考え方

1. 条例制定の背景

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立したことに伴い、児童福祉法第三十四条の八^{*1}に放課後児童健全育成事業についての届出規定が新設され、同法第三十四条の八の二^{*2}により、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準に基づき、条例で基準を定めなければならないこととされました。市町村が条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとされました。

*1 改正児童福祉法第三十四条の八 市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

② 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

③ 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

*2 改正児童福祉法第三十四条の八の二 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

③ 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

2. 現状の関連基準

児童福祉法第六条の三第二項^{*3}

放課後児童クラブガイドラインについて（平成19年・雇児発第1019001号）

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例（平成15年3月26日条例第9号）

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則（平成24年5月8日教育委員規則第3号）

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例に規定する入所承認等の取消しに関する事務取扱要綱（平成24年11月13日教育委員会告示第20号）

*3 児童福祉法第六条の三第二項 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

3. 条例で定める項目

分類	個別事項	従うべき基準／参酌すべき基準
（１）総論関係	①放課後児童健全育成事業者の一般原則等	参酌すべき基準
	②職員の一般的要件等	参酌すべき基準
（２）設備関係	放課後児童健全育成事業所に設ける設備	参酌すべき基準
（３）職員関係	放課後児童健全育成事業に従事する者	従うべき基準
（４）その他	その他の運営基準	参酌すべき基準

4. 本市の基準の基本的な考え方

本市の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を本市の基準とする方向で検討することとします。

Ⅱ. 国の示す方針に対する本市の基準（案）

従：従うべき基準 / 参：参酌すべき基準

項目	現時点での国の方針（案）	従／参	本市の基準（案）
放課後児童健全育成事業者の一般原則（厚生労働省令第五条）	1 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。 4 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	参	国の基準のとおり
放課後児童健全育成事業者と非常災害対策（厚生労働省令第六条）	1 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。	参	国の基準のとおり

項目	現時点での国の方針（案）	従／参	本市の基準（案）
放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件（厚生労働省令第七条）	放課後児童健全育成事業に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	参	国の基準のとおり
職員の知識及び技能の向上等（厚生労働省令第八条）	1 放課後児童健全育成事業の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参	国の基準のとおり
設備の基準（厚生労働省令第九条）	1 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。 3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、児童の支援に支障がない場合は、この限りでない。 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。	参	国の基準のとおり

項目	現時点での国の方針（案）	従／参	本市の基準（案）
職員（厚生労働省令第十条）	1 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。 3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 ① 保育士の資格を有する者 ② 社会福祉士の資格を有する者 ③ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項^{*4}の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（以下この項において「高等学校卒業者等」という。）であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの ④ 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者	従	国の基準のとおり

^{*4} 学校教育法第九十条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

② 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。

一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。

二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

項目	現時点での国の方針（案）	従／参	本市の基準（案）
	⑤ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑥ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項^{*5}の規定により大学院への入学が認められた者 ⑦ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑧ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑨ 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの		
児童を平等に取り扱う原則（厚生労働省令第十一条）	放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。	参	国の基準のとおり

^{*5} 学校教育法第百二条 大学院に入学することのできる者は、第百十三条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者として定めることができる。

② 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第百十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

項目	現時点での国の方針（案）	従／参	本市の基準（案）
虐待等の禁止（厚生労働省令第十二条）	放課後児童健全育成事業の職員は、利用者に対し、児童福祉法第三十三条の十各号* ⁶ に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	参	国の基準のとおり
衛生管理等（厚生労働省令第十三条）	1 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努めなければならない。 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	参	国の基準のとおり
運営規程（厚生労働省令第十四条）	放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 職員の職種、員数及び職務の内容 ③ 開所している日及び時間 ④ 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額	参	国の基準のとおり

*6 第三十三条の十 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

項目	現時点での国の方針（案）	従／参	本市の基準（案）
	⑤ 利用定員 ⑥ 事業の利用に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時等における対応方法 ⑧ 非常災害対策 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩ その他事業の運営に関する重要事項		
放課後児童健全育成事業者が備える帳簿（厚生労働省令第十五条）	放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参	国の基準のとおり
秘密保持等（厚生労働省令第十六条）	1 放課後児童健全育成事業の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	参	国の基準のとおり
苦情への対応（厚生労働省令第十七条）	1 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	参	国の基準のとおり

項目	現時点での国の方針（案）	従／参	本市の基準（案）
	3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条 ^{*7} に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項 ^{*8} の規定による調査にできる限り協力しなければならない。		
開所時間及び日数（厚生労働省令第十八条）	1 放課後児童健全育成事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに開所する時間を定める。 ① 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間 ② 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間 2 放課後児童健全育成事業者は、一年につき二百五十日以上を原則とし、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに開所する日数を定める。	参	国の基準のとおり
保護者との連絡（厚生労働省令第十九条）	放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参	国の基準のとおり

^{*7} 社会福祉法第八十三条 都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であつて、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。

^{*8} 社会福祉法第八十五条第一項 運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。

項目	現時点での国の方針（案）	従／参	本市の基準（案）
関係機関との連携（厚生労働省令第二十条）	放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。	参	国の基準のとおり
事故発生時の対応（厚生労働省令第二十一条）	1 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	参	国の基準のとおり
施行期日（厚生労働省令附則第一条）	この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。	参	この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。
職員の経過措置（厚生労働省令附則第二条）	この省令の施行の際現に放課後児童健全育成事業所における業務に従事している放課後児童支援員に相当する者は、第十条の規定にかかわらず、平成三十二年三月三十一日までの間は、引き続き当該放課後児童健全育成事業所において、当該業務に従事することができる。	参	この条例の施行の際現に放課後児童健全育成事業所における業務に従事している放課後児童支援員に相当する者は、第十条の規定にかかわらず、平成三十二年三月三十一日までの間は、引き続き当該放課後児童健全育成事業所において、当該業務に従事することができる。

Ⅲ. 参考資料

1. 本市の放課後児童健全育成事業の概要

放課後児童健全育成事業は児童福祉法に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学校の授業の終了後に放課後児童健全育成事業施設において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。市立放課後児童健全育成事業施設についてはバンビーホームという名称を使用しています。また、社会福祉法人が運営する放課後児童健全育成事業施設が市内に3箇所あります。

2. 市立バンビーホームの状況

入所資格	児童の要件：奈良市在住の小学生（1年生から6年生） 保護者の要件：就労、疾病、障がい、看護、就学等の理由により昼間常時児童の保育ができないこと
利用料金	通常保育分：1人目の児童（月額3,000円）、同一世帯2人目の児童（月額2,000円）、同一世帯3人目以降の児童（無料） 延長保育分：1人目の児童（月額1,000円/利用1時間）、同一世帯2人目の児童（月額500円/利用1時間）、同一世帯3人目以降の児童（無料）
開所日	月曜日から土曜日まで
閉所日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
開所時間	授業のある日：通常保育（放課後から午後5時）、延長保育（午後5時から午後6時） 授業のない日（春・夏・冬休み、学校代休日等）：通常保育（午前8時から午後5時）、延長保育（午後5時から午後6時） 土曜日：通常保育（午前9時から午後3時）、延長保育なし 春・夏・冬休み期間中の土曜日：通常保育（午前8時から午後5時）、延長保育なし
施設数	46ホーム（うち東部4ホーム月ヶ瀬・柳生・田原・興東は地域協議会への委託実施）
定員	なし
児童数	3,155人（平成26年4月1日現在）
臨時閉所等	奈良市に気象警報発令時は閉所、インフルエンザなどで学級閉鎖時はその学級在籍児童は出席停止
指導員	非常勤嘱託職員139人、臨時職員（アルバイト）74人、臨時職員（代替）67人※原則として教員免許又は保育士資格保持者
指導員配置	児童数が49人以下のホームは2人配置、50人以上のホームは児童数が20人増えるごとに1人加配
施設	小学校余裕教室13箇所、専用施設33箇所（平成26年4月1日現在）

3. 民間放課後児童健全育成事業施設の状況（別紙1）

奈良市の民間放課後児童健全育成事業施設

名称	中登美小さな森キッズクラブ		佐保山キッズクラブ「バンビ」		K kid's school	
設置主体	社会福祉法人 奈良社会福祉院		社会福祉法人 奈良社会福祉院		社会福祉法人 希望の会	
住所	中登美ヶ丘1-1994-3		法蓮町1368		あやめ池北2-3-97	
電話番号	44-0351		22-3070		46-0710	
指導員	7名		2名		4名	
定員	60～70名		佐保山保育園卒園児対象 4年生まで 27名		1～6年 各4名 計24名	
開所時間	平日 7:00～19:30 土曜 7:00～17:00		平日 7:00～19:00 土曜 7:00～17:00		平日 8:00～19:30 土曜 8:30～17:30	
保育料	月額 1年14,000円 (学年毎に 1,000円ずつ下がる、市外 17,000円、入会金 10,000円) 土曜1時間 900円 長期休暇 1日 500円 選択プログラムは、なし		月額 6,000円 入会金 5,000円 (卒園児外10,000円) 夏休み 1ヵ月 2,000円 春・冬休み 1ヵ月 500円		月額 35,000円 (長期休暇中 54,000円) 土曜1日 4,000円 選択プログラムは、別料金 (例; そろばん 1回 1,000円 英語 月(隔週) 2,500円)	
選択プログラム	長期休暇中(単発) 科学実験、クラフト、習字(ボランティア・指導員が指導) 学期に1回 サッカー		長期休暇中(単発) 習字、そろばん、音楽(リコーダー)、指導員が指導		週1回 20名程度 体育指導、習字、そろばん、英語 週3回 12名 ピアノ	
プログラム	授業がある日	授業がない日	授業がある日	授業がない日	授業がある日	授業がない日
	15:00～ お迎え、宿題 16:30～ おやつ 17:00～ 自由遊び、クラブ活動 18:00～ 降園準備 19:00 閉園	7:00～ 受入、学習・読書、自由遊び 12:00～ 昼食 13:00～ 自由遊び 15:00～ おやつ 15:30～ 自由遊び、外遊び 18:30～ 降園準備 19:00～ 閉園 (土曜は、17時まで)	15:00～ お迎え、宿題 16:30～ おやつ 17:00～ 自由遊び、クラブ活動 18:00～ 降園準備 19:00 閉園	7:00～ 受入、学習・読書、自由遊び 12:00～ 昼食 13:00～ 自由遊び 15:00～ おやつ 15:30～ 自由遊び、外遊び 18:30～ 降園準備 19:00～ 閉園 (土曜は、17時まで)	～15:30 順次登園 15:30～ おやつ 15:50～ 応援プログラム、選択プログラム 17:00～ (自習)宿題 18:00～ 順次降園	8:30～ 受入 9:30～ 朝の会 9:40～ 学習タイム 11:00～ 自由遊び 12:30～ 昼食 13:30～ 読書タイム、掃除 15:30～ おやつ 15:50～ 選択プログラム 17:30～ 順次降園
おやつ	生協から購入、行事の時には子どもたちに作らせる。(保育園に栄養士が常駐)		購入品、行事の時には子どもたちに作らせる。(保育園に栄養士が常駐)		家庭から各自持参	
その他	・送迎あり ・図書館にて読書(週2回)		・送迎あり ・図書館にて読書		・送迎あり ・市のバンビーホームとの併用あり ・学級閉鎖の場合も、本人が健康であれば保育可	